

郵便料金改定に伴う対応についてのお知らせ【重要】

令和6年10月1日(火)からの郵便料金改定に伴い、産業廃棄物処理業に関する許可申請書・変更届出等の書類を県に提出する際の取扱いを以下のとおり改定いたしましたので、ご注意ください。

① 郵送による提出の場合

同封する副本返却用のレターパック等は次のとおりとさせていただきます。

郵送時期	同封いただくもの
R6. 9. 16 まで	次のどちらかを同封してください ・レターパック（現行料金のもの） ・封筒（現行料金分切手を貼付）
R6. 9. 17～10. 1	次のどちらかを同封してください ・レターパック（現行料金のもの）＋新料金との差額分の切手 ・封筒（現行料金分切手を貼付）＋新料金との差額分の切手
R6. 10. 1 以降	次のどちらかを同封してください ・レターパック（新料金のもの） ・レターパック（現行料金のもの）＋新料金との差額分の切手 ・封筒（新料金分の切手を貼付）

※R6. 9. 16 までに郵送された場合でも、書類の補正等で副本等の返却が R6. 10. 1 以降となった場合は、差額分の切手を追加でお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

② 対面による提出の場合

県の正式な県の受付印等を申請書等の第1面に押印したもの（1枚のみ）を後日発送いたしますので、次のとおりご用意ください。

対面提出時期	ご用意いただくもの
R6. 9. 17～10. 1	次のどちらかをご持参ください ・レターパック（現行料金のもの）＋新料金との差額分の切手 ・封筒（現行料金分切手を貼付）＋新料金との差額分の切手
R6. 10. 1 以降	次のどちらかを同封してください ・レターパック（新料金のもの） ・レターパック（現行料金のもの）＋新料金との差額分の切手 ・封筒（新料金分の切手を貼付）

＜注意点＞

- ※ 差額分の切手は貼り付けしないでください（使用しなかった場合は返却いたします）
- ※ 日付は消印日が基準となります。
- ※ 郵便料金改定の詳細についてはこちらをご覧ください（日本郵政 HP）

https://www.post.japanpost.jp/service/2024fee_change/index.html